

平成26年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成26年10月29日(水) 午後2時～午後3時
- 2 場 所 ときわ会館 5階 中ホール
- 3 出席者
 - (1) 委員 伊藤 巖 会長 郷野 和子 委員
池田 妙子 委員 齋藤 友之 委員(職務代理)
宇佐見 香代 委員 松永 功 委員
恩田 守雄 委員 渡辺 浩志 委員
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 職員課長 外4名
 - (3) 議会局 議会局長 総務部長 総務部次長兼総務課長 外1名
- 4 傍聴者 報道関係者 2名
- 5 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
・支給月数について
・改定時期について
- 6 議事の経過
※会長の到着が遅れたため、職務代理が議事を進行
 - (1) 審議会の公開及び傍聴許可
 - (2) 市長への意見報告書の提出及び市長からの諮問に係る報告
 - (3) 審議
議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
 - (4) 答申に向けた意見集約
 - (5) 閉会

7 審議内容

(1) 審議会の公開及び報道関係者2名の傍聴許可を決定

(2) 市長への意見報告及び市長からの諮問についての報告

○去る10月23日に市長への意見報告を行いました。

○意見報告書には、各委員の主な意見を掲載した上で、月例給については「据え置くことが適当」、特別給（期末手当）については「引上げの改定をするべき」との審議会の結論を報告しました。

○同日、市長から「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数、また、その改定期間」について改めて諮問がありましたので、引き続き委員の皆様へ審議をお願いするものです。

(3) 審議事項

○議題1 審議会資料説明について

①事務局から配布資料について説明

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会＜第2回資料＞」

②委員の意見

- ・ 資料についての意見ではありませんが、支給月数等の議論を始める前に、第1回審議会で特別給について「引上げの改定をするべき」という結論を導いた根拠の部分を変更して確認しておきたいと思えます。
- ・ いろいろな意見が出されましたが、最終的には、本市の一般職職員や国の指定職職員の改定状況等、これまで当審議会が参考としてきた指標を拠り所として、特別給については「引上げの改定をするべき」という結論を導き出したものと理解しています。

○議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

①支給月数についての委員の主な意見

- ・ 何を基準にして支給月数を決定するかということは、存外に難しい問題だと思えます。私は各政令指定都市の支給月数に大きなバラつきがあることに着目し、人口規模、経済状況、月例給等との相関関係を自分なりに考察してみましたが、結局有意な結論を得るには至らず、その難しさを実感しました。明確な基準を見出すことができない以上、これまでの本審議会の考え方を踏襲し、国の指定職職員等に準じて0.15月分引き上げるのが妥当だと考えます。
- ・ 平成22年度に0.15月の引下げ改定が実施されてからこのかた、支給月数が据え置かれてまいりましたが、多くの議員や特別職の皆さんは引下げ改定前から何ら変わることなく職務に精励されてこられたことと思えます。そのような経緯を考慮し、平成22年度の引下げ改定分を回復させるという意味も込めて、0.15月分の引上げ改定と

するのはいかがでしょうか。

- ・生活給の色彩が濃い月例給と異なり、特別給は半年間ないし1年間における働きぶりを評価するものであるべきだと考えます。働きぶりに対する評価という観点で見ますと、今年度は支給月数を上げるべき特段の理由を見出すことが私にはできませんので、据え置くべきだという意見に変わりはありません。

しかしながら、引上げ改定の程度だけを議論するという前提に立てば、人事院や人事委員会の勧告内容に沿って0.15月を指標とすることに異論はありません。

- ・国の指定職職員の支給月数は、国内の民間企業における給与の動向を総合的に踏まえた人事院勧告に基づいて定められているものですので、本市の議員並びに市長及び副市長にそのまま適用したとしても著しく妥当性を欠くものではありません。これを参考にしてきた当審議会の基本的な考え方には一定の合理性が認められると思います。これまでの考え方を尊重し、0.15月分の引上げ改定とするのが妥当と考えます。

②改定時期についての委員の主な意見

- ・これまでの審議会において期末手当の改定があった場合、参考としている本市の一般職職員や国の指定職職員等の改定時期との均衡を考慮し、いずれも12月から実施してきたようです。このような経緯を踏まえますと、今回も改定時期は12月からとするのが妥当だと思います。

(4) 答申に向けた意見集約

○意見集約（職務代理）

皆さんの意見を集約しますと、引上げ月数は0.15月、改定時期は12月からということで結論付けることができるかと思います。従いまして、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、支給月数については0.15月分引き上げて「3.1月」、改定時期については「平成26年12月1日」とし、答申書を作成します。答申書の作成については会長に一任し、作成した答申書に基づいて会長から市長に答申していただくということによろしいでしょうか。（異議なし）

○委員の意見

特になし。